

(平成22年9月末時点)

1. 有線テレビジョン放送の現状

	施設数	事業者数
自主放送あり	6 5 5	5 1 3
自主放送なし	1, 0 8 5	5 5 1
合計	1, 7 4 0	1, 0 6 4

2. 有線役務利用放送事業者の現状

○ 従来(RF)方式

	施設数	事業者数
自主放送あり		1 8
自主放送なし		3 (1)
合計		2 1

○ IPマルチキャスト方式

	施設数	事業者数
自主放送あり		5 (1)
自主放送なし		
合計		5 (1)

自主放送ありの加入世帯数
2533.3万世帯IPマルチキャスト方式事業者の加入世帯数
78.3万世帯

※ 括弧内数字は、重複者数を表す。

有線テレビジョン放送及び有線役務利用放送の設備の現状

(平成22年9月末時点)

1. 有線テレビジョン放送許可施設の形態

施設数	同軸のみ	H F C含む	F T T H含む
自主放送あり	9 2	4 0 3	1 6 0
自主放送なし	9 9 6	7 1	1 8
合計	1, 0 8 8	4 7 4	1 7 8

2. 有線役務利用放送設備の形態

事業者数	同軸のみ	H F C含む	F T T H含む	(I P)
自主放送あり	0	8	1 0	5 (1)
自主放送なし	0	0	3 (1)	
合計	0	8	1 3	5 (1)

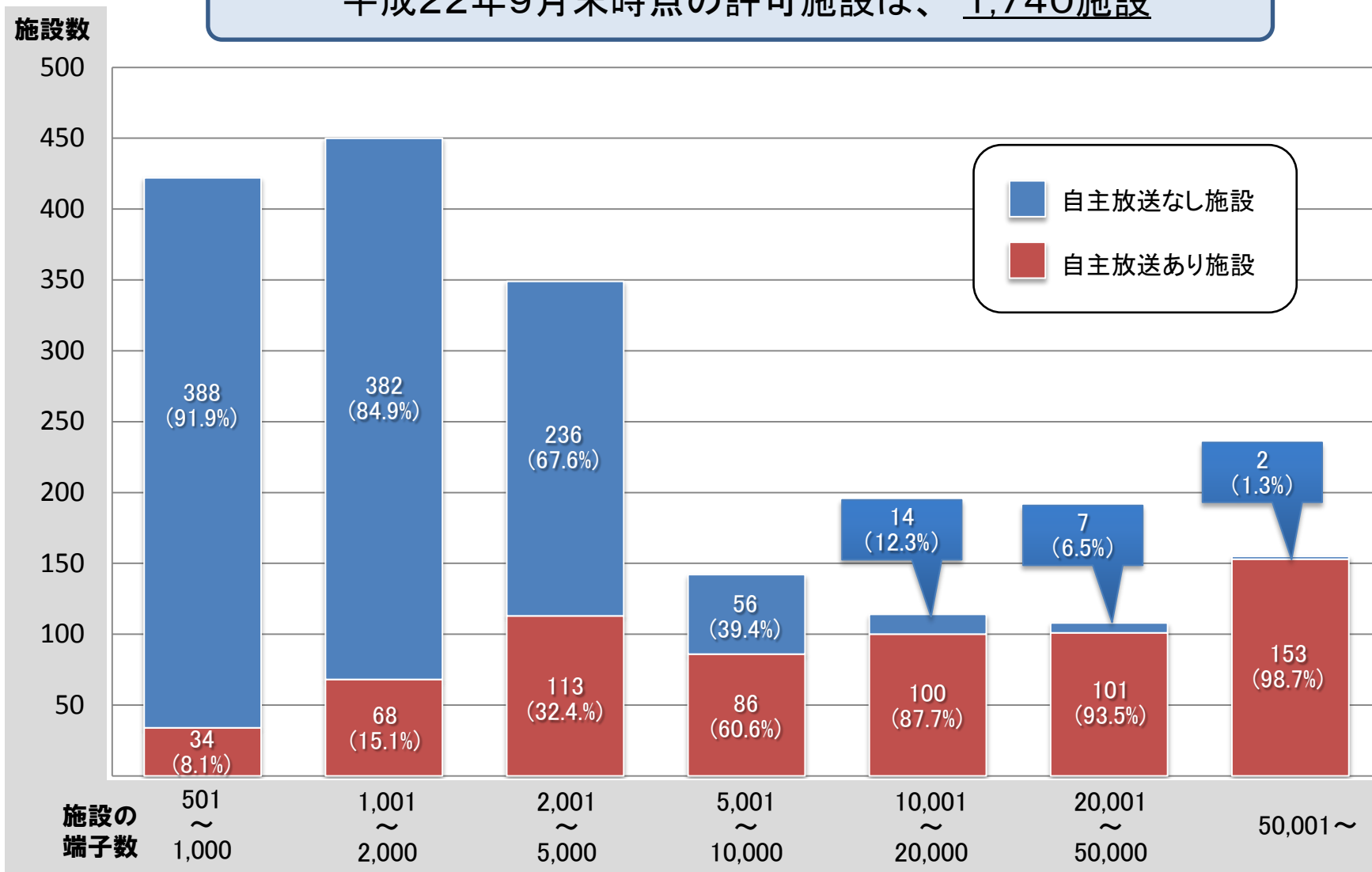
※ 括弧内数字は、重複者数を表す。

○ 通信サービスの提供の現状

- ・通信(インターネット接続)サービス提供事業者数 379事業者
- ・0AB-J、050電話サービスを提供する事業者数 110事業者

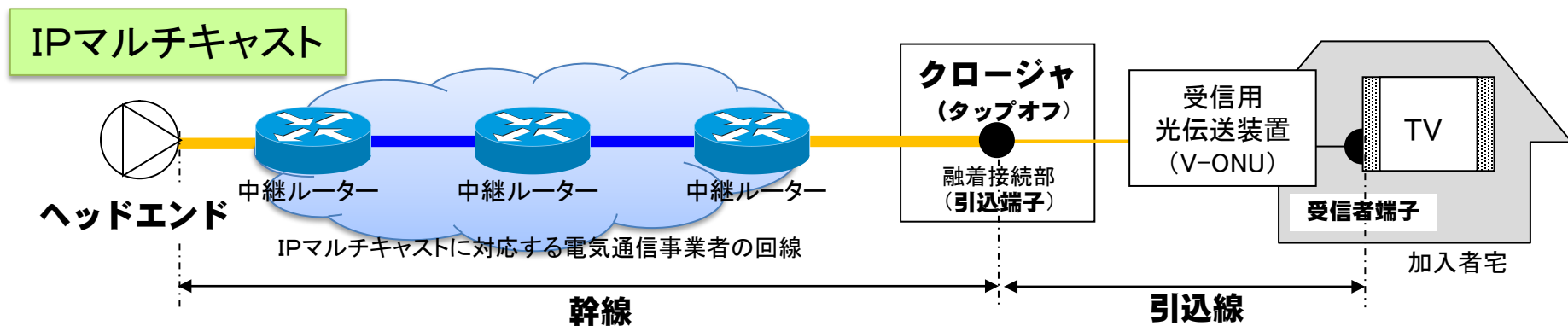
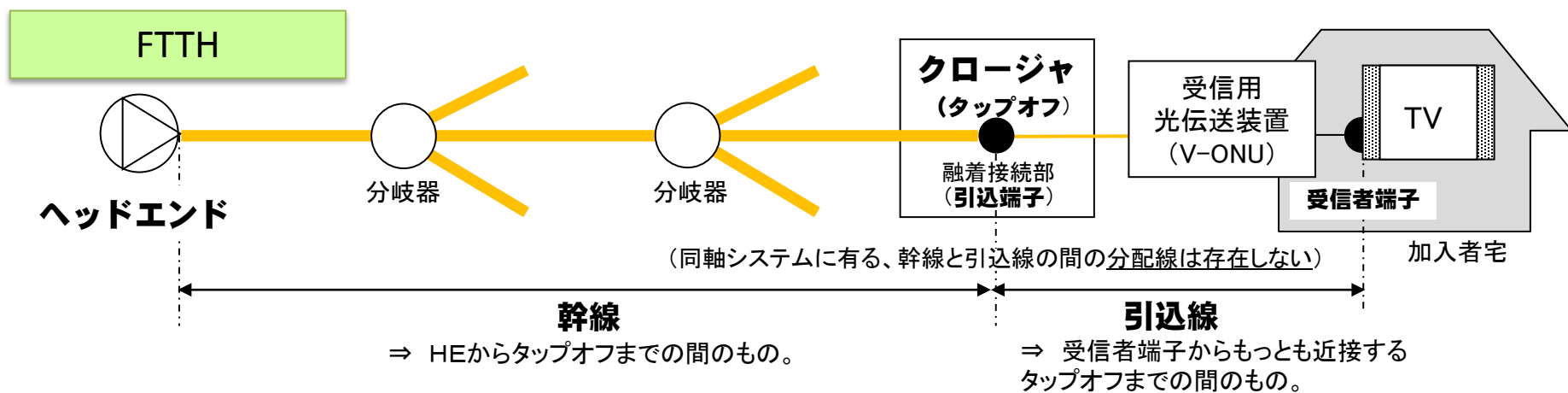
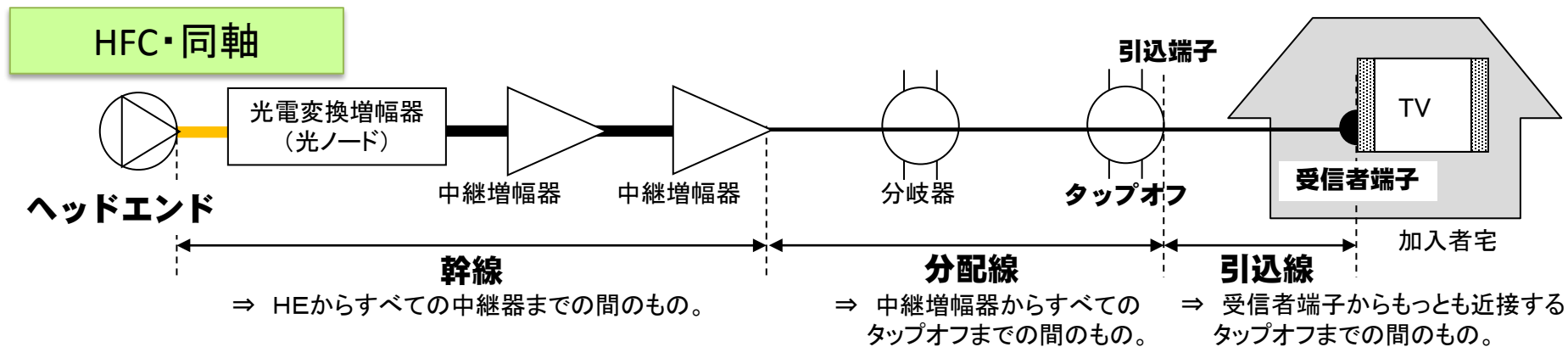
許可施設における端子数でみる自主放送あり・なし施設の割合

平成22年9月末時点の許可施設は、1,740施設



施設の端子数の増加に伴い、自主放送を行う施設の割合も高くなる。

有線テレビジョン放送及び有線役務利用放送に係る設備構成



※太字は、施行規則に定義されているもの。

(参考)有線テレビジョン放送及び有線役務利用放送に係る設備の定義

	有テレ 施則2条	役務 施則2条	条文	HFC システム	FTTH システム	IPマルチ キャスト
ヘッドエンド	4	18	電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線テレビジョン放送の主たる送信の場所（前置増幅器の場所を含む。）にあるもの及びこれに付加する装置（受信空中線系、テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。）をいう。	○	○	○
幹線	8	22	線路であつて、 <u>ヘッドエンドからすべての中継増幅器</u> （引込線に介在するものを除く。）までの間（ヘッドエンドからタップオフまでの間の線路に用いられる伝送方式が <u>光伝送の方式のみである場合にあつては、ヘッドエンドからタップオフまでの間</u> ）のものをいう。	○	○	△
中継増幅器	—	—	—	○	—	—
分配線	9	23	幹線以外の施設の線路であつて、 <u>中継増幅器からすべてのタップオフまでの間</u> のものをいう。	○	—	—
分岐器	—	—	—	○	—	—
タップオフ (クロージャ)	6	20	線路に送られた電磁波を分岐する機器又は施設の線路に介在するクロージャ（光ファイバをその先端において他の光ファイバの先端と接続させる設備をいう。）であつて、 <u>受信者端子に最も近接するもの</u> をいう。	○	○	○
引込端子	7	21	タップオフの端子（タップオフがクロージャである場合にあつては、クロージャ内の光ファイバの先端をいう。）であつて、 <u>引込線を接続するためのもの</u> （タップオフの端子が受信者端子となる場合は、その端子を含む。）をいう。	○	○	○
引込線	10	24	線路であつて、 <u>受信者端子からこれに最も近接するタップオフまでの間</u> のものをいう。	○	○	○
受信者端子	5	19	<u>受信設備に接するもの</u> をいう。	○	○	○